

本学在校中は、大切に保管してください。

狛江第六小学校

P T A 規 約

第1章 名称

第1条 本会は、狛江市立狛江第六小学校P T Aと称し、事務所を狛江第六小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、会員の綿密な連絡と提携によって民主的な教育の向上に協力し、児童の福祉増進と、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、特定の宗教や政党その他の活動などに利用されることなく、また営利を目的とする行為は行わない。

第4条 本会は、教育活動への協力団体であって、学校経営、管理、人事に関与しない。

第5条 本会は、目的を同じくする他の社会機関と連携する。

第4章 会員

第6条 本会の会員は、狛江市立狛江第六小学校児童の保護者と狛江市立狛江第六小学校の教員とする。

第7条 すべての会員は、31条に定める会費を納入する。議決権は一世帯一票とする。

本学在校中は、大切に保管してください。

第5章 役員

第8条 本会の事業を執行するため次の役員をおく。なお、会長を除き人数は原則とする。

会長(1名)副会長(3名内1名副校長)

書記(3名内1名教員)会計(3名内1名教員)委員若干名

第9条 役員は、推薦委員会が候補者を推薦し、会員の承認によって決定する。

第10条 役員の任期は1年とし兼任は認めない。但し、再選は妨げない。

第11条 役員に欠員を生じた時は、推薦委員会で協議の上選出する。

第12条 会長・副会長を一度経験した会員は、その任期終了後は自身の児童が在学中、役員ならびに各種委員の再任を免除される。(但し、立候補は可能である。また、P T A 連合会当番校にあたる年度のみ再任の免除はない。)

第13条 書記及び会計を一度経験した会員は、その任期終了後5年間は、役員ならびに各種委員の再任を免除される。(但し、立候補は可能である。また、P T A 連合会当番校にあたる年度のみ再任の免除はない。)

第14条 P T A 連合会担当役員及び周年担当役員を一度経験した会員は、その任期終了後は自身の児童が在学中、役員ならびに各種委員の再任を免除される。(但し、立候補は可能である。)

第6章 会議

第15条 本会に、総会、運営委員会をおく。

第16条 総会は、会の最高決議機関であり、定期総会と臨時総会とする。

本学在校中は、大切に保管してください。

第17条 総会は、会長が招集し議長を互選して行う。

第18条 総会は、会員数の5分の1以上の出席をもって成立する。やむを得ず出席できない時は委任状をもって出席にかえることができる。但し、決議は出席者の過半数による。なお、会員を招集しての総会開催にかえ、会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い書面又は電磁的記録により、全会員の過半数が同意の意思表示によって総会の決議が行われたものとする。また未回答や白票は決議を委任したものとみなし同意と判断する。

第19条 定期総会は前年度事業報告、年間事業計画、新年度予算の審議決定、決算報告の承認、その他重要事項に関する審議並びに承認を行う。

第20条 臨時総会は、会員の4分の1の請求があった時、または運営委員会が必要と認めたとき、会長が招集し、その他は18条、19条に準ずる。

第21条 運営委員会は、会長、副会長、書記、会計、各種委員代表、各サークル代表で構成し、会長が招集し協議する。

第22条 学校長は各種会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 委員会

第23条 本会は、事業執行のために適宜必要な委員会をおく。

第24条 教員は、すべて委員となり、各種委員会への所属は学校側で定める。

第25条 各種委員会は、委員の互選により代表3名を選出し定例会を開き業務の円滑な遂行に努める。

本学在校中は、大切に保管してください。

第26条 各種委員の任期は1年とし兼任は認めない。但し、再選は妨げない。

第27条 委員に欠員が生じた場合は各種委員会において協議の上必要に応じて決める。

第28条 各種委員代表を一度経験した会員は、その任期終了後2年間は、各種委員の再任を免除される。(但し、立候補は可能である。また、P T A 連合会当番校にあたる年度のみ再任の免除はない。)

第29条 免除権を持つ会員が立候補した場合、各種委員会の代表は免除される。(但し、立候補は可能である。)

第8章 会計

第30条 本会の経費は、会費その他によってまかなう。

第31条 会費は、一世帯につき1ヶ月200円とする。但し、事情により免除する。

第32条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。

第9章 監査

第33条 監査役は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第34条 監査役は、3名とし、選出方法及びその任期は役員に準ずる。なお、人数は原則とする。

本学在校中は、大切に保管してください。

狛江市立狛江第六小学校PTA細則

一、慶弔規定

1. 児童

(1) 死亡 10,000円

2. 保護者会員

(1) 死亡 10,000円

3. 教員

(1) 結婚 5,000円

(2) 傷病（入院2週間以上） 3,000円

(3) 死亡 10,000円

(配偶者・子女 5,000円)

本学在校中は、大切に保管してください。

二、個人情報の保護規定

(目的)

第1条 狛江市立狛江第六小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員代表・委員長・各委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料やPTAだより、ミマモルメ配信、学校HP保護者限定ページ等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 PTA会費の集金業務、管理業務
- 2 その他の文書の送付
- 3 役員・会計監査・会員・各種委員代表等の名簿の作成
- 4 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- 5 広報誌、PTAだより、PTAホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者または複数の取扱者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

本学在校中は、大切に保管してください。

(保管および持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、基本的に持ち出す情報は氏名・住所・メールアドレス・電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項に限定する。それ以外の情報を持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿って、これに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規約を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

(付則)

第19条 この規約は2024年4月1日より施行される。

本学在校中は、大切に保管してください。

施行：昭和56年4月

改正：平成26年12月1日

改正：平成27年12月

改正：平成28年12月

改正：平成29年12月

改正：令和3年3月

改正：令和6年1月